京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲前金一ヶ月[illegible]●三ヶ月前金[illegible]▲六ヶ月前金[illegible]▲郵稅一月金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 十二月十日
發行編輯兼印刷人 山下延齡
京城西署四十門通
發行所 京城新報社 電話六六三

韓國及清國 滿州旅行談

陸軍歩兵大佐小澤德平氏談

それから私は彼等露人が異人種に對しても一般人間の交際に於ては毫も表裏の別ちなく悠々磊々たるものであるとのことを、兼て聞いて居りましたが、實際に接すべき機會があります、私等が額木索の宿舍に着きましてまだ匆々の際、行李を解かぬ先から、彼れ下士卒は我將校下士卒の傍に群つて、我等ちに握手を求め、少しく露語を解せるものと見れば或は階級を問ひ或は武器を弄び、我等珍客の一擧一動をさも物珍らしげに見守りまして、心の中に戰勝國軍人と親しく面接せるを愉快に堪へぬかの如くありました、又我一行中が靴を求むると借氣もなく自身の給與品にてもあるかの如き新らしき靴を持來りて贈り與へ『ウオーツカ』を勸むと、わざわざ買ふて來て呉れると云ふ有様、そして卷煙草を與へても一本づゝより多くは受けませぬ、酒を進めてもうの好意を辭退して容易に杯を手にしませぬなどは平生習慣によるものでありましやうか、我等の食事中をも頓着せないのでありますが反つて我等が箸にて摘み食いの技術を妙に感じ擧はんとして居るのであります、やつと巡察兵がやつて來て歸營を促されて再び握手を換はして『スピイ／＼』を繰返しつゝも立ち去ると云ふ次第で、その稚氣は寧ろ愛すべきものであります、併し長靴を貫飛ばすとか日常帶劍なしに街頭を漫歩するとか、或は泥醉者の多いとか、或は清人を犬馬に擬へて凌辱を加ふるとかして恣とせぬと云ふ様な事は、一般教育程度の低いのが知られます、又露兵は夕方になると讃美歌を擧ぐるのです、その儀式は彼れ六尺大の大兵が六列側面に整列しまして、下士引率の下に大道を大聲にて、神を讃美の露國的の聖歌を音頭揃へて額木索の街中を練り歩くのです、其意氣だけは一種健羨の情を起しました。

十五日に額木索を出發、牡丹江の河盃を十三里程南進しまして十六日敦化縣へ着しました、此地は敖東城と稱しまして吉林、琿春への要路に當ります、宏大なる商舖もあり交通頻繁です、戸數約四百、縣衙、兵營、稅局、耶蘇教會堂の派出所等があります、此の方は案外開潤の土地で開墾されてあります、こゝが所謂清國發祥の地點でありまして、其趾は城東にあるとの言傳へでありますが、立派な古蹟は殘つて居らぬ様です、十七日には知縣を訪ひ沿道保護の書面を得まして直に出發、黃泥河等を經て十八日に馬號へ着しましたが、風と寒氣が强き爲、馬上に氷死するかと思つた位でした、是より南は車輛が通ひませぬ故馱馬に換へなければならぬので、雇ひにかゝりましたが中々集まりません、そこで知縣の書面を團練長の周鳳岐に示し、氏の斡旋で同行を得まして、やつと行進を續けることが出來ました、雪か霏々として降つて參りましたが、十九二十の兩日に牡丹嶺の前後の大森林を貫いて行くのですから、道路とてはなく、只人馬の通じたところに足跡を止むると云ふのみであります、其上積雪の爲馱馬の行進に極めて困難を感じました、且つ幾百年の古木は倒れたまゝに前程を遮りますし、上は樹木生茂りて晝尚暗いのであります、行人は皆無で又五里餘の間には人家はありませぬ、嶺を下りますと富兒河の谷地に出ます、これより河の左岸に沿ふて登り豐富なる土地を西の方に進みました、入道河子に至りますと恰度朝でしたが、寒氣は攝氏の〇下廿七度を示して居ました、それより又富嶺と太森林を越ゑ、再び韓邊外の領地に入りましたが、形勢は以前と一變し人家は稍多くなり開墾地も次第に增加して參りました、こゝで再び樺樹林子の韓登擧の宅に投宿し、他の隊と合しましたのが十一月二十四日敦化より四十餘里でありました、一日滯留の上、二十六日出發、更に益々人烟少なき土地に入りますが、地音子にて韓家の本宅に立寄りました、山中一軒屋と云ふ有様でしたが新築で美麗でした、長壽嶺、猴兒嶺等多くの險峻なる道路を越ゑ色勤河、苔沙河谷に出ました、この當り一帶は皆砂金を採取したところの蹟を認めましたが、何分滿地皆氷塊で夏季の盛況を見ることが出來ませんでしたは甚だ遺憾でした、それから大風雪を侵して板廟子、老金廠等の寒村凡そ二十一里を通り、夾皮溝に達しましたのは二十八日でした、此地は戸數七十、製金所、商舖等がありまして、山間ですが韓邊外の所領中第一の繁榮地です、韓家の屯兵四十名程居ります、金鑛は黃銅鐵を混じ、數百の鑛夫を使役して鑛石を掘して居りました、その方法は石臼で細末にしまして水力で撰金し、之を溶解して純金にするのです、この市街は金坑がありますので從來韓家の資庫でありましたが近來は產額餘り多くないとのことでした、併し東方七十清里の間、金銀別其他の砂金地が頗る多うございます。

ステッセル裁判(一)

有史以來の大審問▲露國陸軍の内幕▲日露戰爭最後の悲劇▲旅順要塞開城事件

露國高等軍事裁判は露曆十一月二十七日即ち我が十二月十日を以て歷史上の大事件たる旅順要塞開城事件の審問を開けり、回顧すれば露軍の運命を決したる此の大悲劇の行はれし以來既に三年を過ぎたれども未だ何人も事の眞相を明かにする者なかりしが今や凡ての者は旅順開城の有ゆる事情を詳かにするを得るに至れり、公明なる高等裁判は必ずや世界史の所有たらしめたる露國民の此の一大悲劇に於て事の是非曲直を判決する處あるべし。

旅順開城事件は之を裁判上より言へば、千八百六十九年發布の軍法千二百七十七條の一項及び十項に基き、勅令に依りて高等軍事裁判に附せられたる、前關東州司令官休職中將アナトリイ、ミハイロウヰチ、ステッセル及び前旅順要塞衛戍司令官參謀中將コンスタンチン、ニコラエウヰチ、スミルノフ及び前關東州參謀長參謀大佐(今は少將)レイスに關する事件なり、今回の高等裁判は之を軍事裁判所に於て開かずしてリテイ街の陸海軍將校會議所に於て開きたり蓋し今回の裁判は證人將校の列席多數なるを以て軍事裁判所は之を收容すべく餘りに狹隘なりければなり是に於てか白堊雪の如く光輝燦然たる將校會議所の大廣間は直に裁判所の要求に應じて奇麗に整頓せられ、裁判官、檢事、被告、辯護士、證人、公衆、新聞記者の席は新たに建設せられて無上の壯觀を呈したり、加ふるに今回の裁判は事頗る重要の問題に關するを以て當局者も大に愼重の態度を取りたるもの〻如く、裁判長及び裁判長より全權を委ねられたる人の檢閱を經ざれば如何なる裁判記事も公布する能はざる規定なり、然れども吾人は此の規定に觸れざる限り極めて迅速に、極めて精確なる事實を裁判の光景と共に是れより逐次報道する所あらん、いでや悲劇の序幕は如何に開かれしか。

時恰も午前十一時を過ぐること十分にして高等裁判秘書官アプシキン大佐嚴かに宣言して『是れより開廷す、一同起立ッ』と言へば聲に應じて大廣間なる圓柱の陰より衣冠嚴めしき裁判官現はれぬ。高等裁判長ドウクマンフ大將を先登として軍法會員ヲダル將軍、ムイロフ將軍、ゴンチヤロフ將軍、ビルデルリング將軍、軍事裁判官オステン、サケン子爵、アニケーエフ、シチエルボーウヰチ及び陸軍代表者ルーズスキイ將軍サランチエフ將軍等裁判官の席にズラリと居並びぬ、檢事席の次には副軍事檢事正グールスキイ中將着席したり、斯て裁判官が所定の高臺に靑羅紗を懸けたる机の陰に一段高く着席するや、之と同時に被告等も同じく裁判官の右方に設けられたる高臺に着席したり。

昨年十一月中各地葉錢狀況

第一銀行京城總支店調査

昨秋末より初冬に際し新穀買出に二ケの障礙存し一は湖南地方の暴徒蜂起して容易に内地を通行し難きと他の一は即ち葉錢の拂底につれ韓人と取引圓滿ならざるにあり此の如く現錢の欠乏と其需要の切要とに迫られて相場の漸次昂騰するは元より理の當然にして全韓國の平均相場は十月に比して五分二厘の高率を呈し二十三割五分六厘となれり然れども南韓地方は漸次新貨の流通區域擴大せられ葉錢の需用減少し、群山、釜山、馬山、大邱地方相場の少しく低落せるは通貨の大勢をトするに足る之に反し尙は北韓地方に於ては相場の昂騰を來せしと雖も是れ南韓への移出に伴ふ一時的現象に過ぎず蓋し大体に於て葉錢の勢力は日に衰運に向ひつゝありと云ふも大過なかる可し今各地の狀況を槪記すれば

一、木浦 穀物棉花買出しに需要の時季として相場は一時廿六割五分迄騰貴せしも月末に至り廿五割に引戻せり併し市中の取引は凡て新貨のみにして舊貨を用ゆるものなし

一、群山 前月末の廿五割五分は最高價にして其後少しく下落せり本月中廿五割の平均を保ち現品乏しく取引少なし

一、馬山 本月に入り廿四割二三分の間を往來せしか目先安合の姿なり

一、釜山 本月に入り相場は二十四割五分を稱へ一時群山方面割高なる爲め輸出せられたる模樣なり當地方の韓人は不相變葉錢を嗜好使用するも漸次現錢の拂底を告け且つ韓人夫等か受けたる賃錢は丸て新貨なるを以て勢ひ新貨取引となり新貨流通區域漸を以て擴張せられつゝあり

一、大邱 現錢拂底と穀物出廻りの時期に際し相場は依然高値を稱へ廿四割五六分の間を往來し居れり

一、元山 近來新貨の流通良好にして葉錢は其數大に減少したるに不拘相場著しき變動なく月初め二十三割七分より中旬に入り木浦群山方面の注文に依り多少引上げたれども月末又二十三割五分に復せり

一、咸興 本月に入り二十二割五六分より七八分の間を往來し居るも南韓地方と割高なるを以て漸次輸出せられ其額五六千貫ならん

一、城津 以來居据りなるも不相變釜山地方へ相應に輸出せられつゝあり

一、鏡城 葉錢の高漸次減少し來りたるとき一は市場相場の未だ強値を唱ふる爲め本月に入りて現錢の交換を請求する者なし相場は前月同樣二十割五分より二十一割の間にあり

豆滿江の鮭漁

豆滿江に於ける鮭漁の盛なることは近來漸く世の注目を惹くに至れり元來豆滿江の鮭漁場は江口より奥五里に亘り之を二分して韓露漁場に區劃し居り而して露領側は鹿屯を根據とし韓人側は慶興附近一帶を漁業根據地となせるも露領側よりの從漁者は總て露國に歸化せる韓人のみなるを以て實際は該口從漁者は韓人のみなりと云ふも不可なし其使用する網は網曳、左網の二種にして網數は露領側三十網、韓人側八十網にて日本人の之に關係するもの二百組あり本年は非常の豐漁にして多きは一網二萬尾少なくも七八千尾を獲るに難からざりしも隨て賣買價格低廉となり終に十五尾一圓に達せるが其漁獲の多くは鹽漬とし露淸地方に輸出せらるゝものなりと云ふ

四十年十二月中京城物價表

京城日本人商業會議所調査(續)

△ペイント類之部			
ホワイトジンク油廿八磅入	罐	六、五〇〇	六、五〇〇
ハバック會社ボイル油五瓦入	同	九、八〇〇	九、八〇〇
ボイル油同ウヰルキンソン會社同	品切		
日本製桐油二斗入	箱	三、〇〇〇	三、〇〇〇
コールタン(同)	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同 胡粉十貫目	俵	二、六〇〇	二、六〇〇
舶來バデ十四磅極上	玉	一、一〇〇	一、一〇〇
同 (並)	同	、八五〇	、八五〇
△煙草之部			
オールド廾ケ入	個	四三、五〇〇	四三、五〇〇
ハーロー	同	二九、七〇〇	二九、七〇〇
ヒーロー	同	四〇、五〇〇	四〇、五〇〇
ドラム	同	三、九〇〇	三、九〇〇
△其他之部			
石油 松票	函	三、五〇〇	三、五〇〇
勝利票	同	三、二〇〇	三、二〇〇
錨票	同	三、一〇〇	三、一〇〇
牛皮 五六斤廻	百斤	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
同 十六斤廻	同	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇
同 十五六斤廻	同	三六、〇〇〇	三三、〇〇〇
牛骨	同	一、七〇〇	一、七〇〇
牛臘	同	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
燐寸(猿印硫黃)	噸	二四、八〇〇	二四、八〇〇
石炭 日本塊炭上等	同	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
同 一等	同	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
無煙塊炭	同	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 粉炭	同	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
セメント 淺野	樽	七、〇〇〇	七、〇〇〇
同 小野田	同	六、七〇〇	六、七〇〇
同 香港	同	六、八〇〇	六、八〇〇
板硝子	箱	八、〇〇〇	八、〇〇〇
木炭 上	貫	、一五〇	、一三〇
同 並	同	、一一〇	、一一〇
薪 上	同	、〇六五	、〇六〇
同 並	同	、〇五五	、〇五〇

文苑

沒名學士

遊動物園
杉檜參天成別寮。板橋右去又登山。幽禽界接猛獅界。倫得兒童半日閑。

清水寺眺矚
玉欄朱殿擁煙籠。雲袂飄搖萬里風。不忍池塘鴻影沒。本郷臺在有無中。

詣東照宮
快劍一揮斷亂麻。前憂後樂寄生涯。遺臣有淚不能去。斜日已西鳴暮鴉。
森々老樹遠幽院。粛拜正襟金碧眩。無缺金甌三百年。儼然東照大權現。

東台梵鐘
梵鐘一杵破天荒。莫是神龍雲裡翔。門巷寂寥人覺醉。燈花剔盡感無常。

神田川
是江戸川末流也。万治三年松平綱宗。奉幕府命。開浚以便舟楫。
金波銀浪水溶々。兩岸樓臺山寺鐘。薄暮橋頭燈火矢。荷船向晩疾風衝。

遊阪本公園
面積千七百餘坪。園雖小。竹樹疎寄。紅塵無到。得小閑走做之。神氣爽然。又不知讀書之苦。
割地街頭得小閑。走投密竹古杉間。苦茶一椀舌三皷。不覺茫然兩癈斑。

竹柴浦晩望
一名芝浦。昔漁村也。今猶有漁家眺望去佳
歸禽赴眼斜陽晩。欸乃數聲舟正返。隔水煙痕樓二三。吹颪風帶魚香遠。

小說 絃のみだれ(四十六)

永井櫻園

勇五郎は生來始めて三百圓と云ふ大金を懷中に入れ、済之助への土產に折詰をブラ提げて、上機嫌で三河家から歸つたのは、午後三時頃であつた。見るより済之助は莞爾と笑つて

「まあお父さん、餘閒から宜い御機嫌ですことねエ、私に留守なんかさせて置いて、何處へ入來したの。」

「今日は、思ひも寄らない方に御馳走になつて、此の通り酩酊しちやつた、さア、これはお前にお土產だよ。」

と、例の折詰を渡す、済之助はそれを受取つて、包紙を眺めたが、忽ち不思議さうな顔をして

「お父さん、これは赤坂の三河家の御料理らしいが、那麼立派な家へ誰方に連れられて往きましたの。」

と、問ひかけた、勇五郎は有体に話そうと思つたが、偶と済糸から云はれた辭を思ひ出し

「まあ、話すから聞いて呉れ、今日は赤坂で往くと四つ角の所でお師匠さんに出逢つたのだ、すると、一人若い立派な方と兩人連で、私を見ると、御師匠が其方に向つて「この方は、済之助の父親でございます」と言はれたら、其方がなか／＼捌けた方でそれぢや一緒に何處かで御飯でも食べるから、迷惑だらうが一緒に行かうと、無理耶理に連れられて、三人連れで行つたのが其の三河家と云ふ家なんだ。」

済之助は勇五郎の話をもどかしく思つて

「して、其の若い方と云ふのは、何と云ふ方なの。」

と、聞いた。勇五郎はぺロリと口の端を嘗めずつて

「其旦那てへのは、お前を贔負にして下さる大川さんと云ふ方なんだよ。」

「まア、大川さんに連れられて往たの…。」

と、呆れたやうに云つたが、しかし其は其人の意外に呆れたまでゝ、外に左右のあるのではなかつた。

勇五郎は如何にも滿足さうに

「菅原の文句ぢやアないが、お前のお蔭で往つた事の無い立派な料理亭に往つて、結構な布團の上に座つて、美味御馳走を受けた上に、夢のやうな目に逢つて來た、儲異れお前は済之助大明神だ。」

云ひ終つて酒臭い暖をする、済之助は微笑しながら

「夢のやうな目に逢つたつて、何麼目に逢つたの。」

「何麼目と云つて、儲や喜んで下れ、大川の旦那から商賣の資本を借りて來た……。」

「ねゝッ……。」

と、済之助は覺へず聲を立てた。

「とばかりでは不思議に思ふだらうが、段々な話から私の商賣を聞かれてな、斯樣々々と隱さず話した處が、それなら私が資本を出して遣るからもッと大きく遣れと仰やつて、これを見て呉れ、其場で三百圓と云ふ大金を出して貸して下すつた。」

と、懷中から三百圓の金子を取出して、済之助の前へ列べた。

済之助は、大川が如何に財產のあるにもせよ三百圓と云ふ大金を、五錢、十錢の端金の如く貸し與へるは、これには何か仔細の有る事ではあるまいかと、熟と其の金子を眺めたまゝ、思案に耽るのであつた。



京城新報

事前に取締を要す
韓國に於ける保險事業　政府當局者の注意

殖民地に於ける事業經營に對しては政府當局努めて其干渉を避け、民間企業家の施設計畫に放任するを以て第一の要義と爲すべきは余輩平素の主張にして又殖民地開發の元則なりとす、然れども此元則と此主張とは絕對に總ての場合に適用すべきものにあらず、事業其者の性質にして殖民地民衆の利害に特殊の關係を有するものにありては當局豫め之を除外して周到綿密なる取締の方法を設け以て禍害を事前に防止するの用意なかるべからず

頃日一部人士の唱道に係る保險會社設立の如きは則ち除外例の一種なり、生命財產の安固を保證するは殖民地の發達を促がす一要件たるが故に殖民地民衆の爲に生命上の危險を擔保し財產上の損害を塡補すべき保險事業其者は殖民地の進步發達を補資する上に於て最も有要に最も有益の事業たるは何人も異議を唱ふるの餘地なかるべく、余輩は寧ろ當局に向て此種の公益事業に對し相當の奬勵を行ふべきことを提言するに躊躇せざるべしと雖も此種公益事業の通弊として若し監督宜敷を得ず取締當を失するときは幾万の良民が膏血を絞りて蓄積したる金錢を以て徒らに虛業投機者流若くは詐僞貪慾なる輩の懐中を肥やすに止まり經濟界に多大の害毒を流すに至るべきは從來其實例に乏しからざるなり、我帝國內地にありて保險取締法發布以前に於ては各府縣各都市に幾多の保險會社簇出し、公益事業たるの美名を標榜して地方の農家商民を誘導し名を零碎資金の吸收に籍りて掛金を徵集し而して或は之を危險なる事業に濫用し或は之を不確なる貸付に固定せしめ甚しきは保險料を濫費着服し、其結果會社をして破滅の悲境に陷らしめ夥多の被保險者に言ふべからざるの損害と迷惑を蒙らしめたるもの勘からず、此等の弊害に對しては少なくとも當時の政府當局は事前に於て監督取締を怠りたるの責を免れざるなり、幸に保險取締法の實施後此種の大なる惡弊は除去せられたりと雖も今尙ほ基礎薄弱なる保險會社の殘存するありて、過般の函館大火災に對し良く保險金支拂の責任を履行し得たるものは僅かに四五の大會社に止まり他の多くは種々の口實を構へ或は支拂準備金欠乏の爲め失望困難の淵に沈めつゝある事實に徵するも保險事業に對する監督取締は政府當局に於て豫しめ事前に於て會社の組織理事者の資產名望性行領收したる保險料の運用及支拂金準備の方法等に關し周到綿密なる制裁の法條を示し以て之を勵行するの極めて切要なるを信ず

ルーター電報

▲浦鹽自由港繼續請願　露國西比利亞選出議員等は同盟して浦鹽自由港繼續請願書を議會に提出せり(十二日發)

東京電報

▲遞相と藏相の衝突　豫算問題に關し山縣遞信大臣と阪谷大藏大臣衝突し紛議中なり(十一日發)

▲遞相の辭表提出　山縣遞信大臣は辭表を提出せり明年度以後の鐵道改良費に大削減を受けたるに因る(十二日發)

雜報

韓皇帝の太廟展謁
韓皇帝は豫定の如く昨日正午皇后と共に馬車に同乘あらせられ敦化門出御龍朝橋御橋を經て太廟前門より齋室に入御親しく展謁あらせられたる上午後三時還御あらせられたりといふ

新內閣組織運動
宋秉畯及其黨與が統監の所謂信任を利用して李總理を排斥し新內閣を組織するの運動を爲し居るとは事實なるが如く而して現內閣破壞及新內閣組織の運動に要する費用として鑛路の重なる商人等は夫々運動費を負擔することを承諾せしめられたりと云ふ

退官恩賜金支給規程
韓國政府退官恩賜金支給規程制定のことは前號所報の如くなるが同規程は昨日の官報を以て發布せられたり其條文は左の如し

第一條　隆熙元年十二月發布改正官制施行に因りて廢官又は退官したる判任官以上の者には退官恩賜金を支給す

第二條　隆熙元年七月以後に關する軍制及行政改善の結果にて廢官又は退官したる判任官以上の文官には前條に準して恩賜金を支給することを得

第三條　本令施行に關する必要の規定は閣令を以て定む

釜山海陸接續の計畫
其筋にては釜山を以て日韓貿易否東洋の商港として敢て恥からざる様百萬餘圓を投じて大停車場を建築し其樓上を以てホテルに充るの計畫なることは曾て記せし如くなるが海陸聯絡旅客は四月一日以後新停車場と棧橋との間を七八丁も步行せざるべからざるにより雨天の際に於ける困難は想像に餘りあり故に當局にては此間の聯絡に就て相當の注意をなし專屬の人力車を設けんか又は人車鐵道及び電車の如きを敷設せんかとの議もあれど短日月間に於ける急速の設計として少額の經費に由るは人力車を措きて他に適當の方法もなかるべく故に其際は乘客の便宜を圖る方針なりと又新停車場構內には喫茶店及び料理店等を設くることゝし既に五六の者は當局に向ひ之れが營業を出願したる向きもありと然れど當局に於ては成るべく從來經驗を有するもの一名を指名して許可する都合なりと云ふ

●電車賃其他に就て　前項記載の如く米韓電燈會社が不當の賃金を貪るに就ては輿論沸騰し如何なる珍事の生ずべきやも測られざるに至れるより該會社長コールブラン氏は熊谷民長及び秋吉商業會議所會頭に面會を求め仲裁の勞を執らんことを依頼せしより熊谷民長は昨十三日午前十一時會社を訪ひ永瀨社員の通譯にて四時間に亘る長時間の協商を爲し大体左記各項の協定を爲したりと云第一項は會社に取りて重大の事項なれば其の實行は當分猶豫することとなりぬ

一鐘路より龍山間を三區に分ち一區三錢となすこと

一龍山より京城に通學する學生に對し割引を爲すこと

一速かに龍山線及車体の改良に着手し尙一車每に二等車を出すこと

一車体數を現今の二倍に增加すること

一不取敢明治町三丁目四ッ角に軌道を延長すること

一會社經濟の許す限り漸次線路の擴充を圖ること

一南大門停車場前、理事廳前附近及明治町四ッ角に乘客待合所を設置し仁川及釜山急行列車に連絡せしむること

一貨物車を增設し明治町四ッ角に貨物取扱所を設くること

右第一項にして萬一實行し難き事情ある時は特別割引劵を發行すること

●韓美電鐵　韓美電鐵にては世間の非難あるにも拘はらず斷じて値下げを爲さずと云ふ尤も向後は乘車區域の變更をなし一區三錢位に爲すなるべしと傳へらる

仁川穀物協會の解散
仁川穀物協會は一昨日或る事情のため終に解散するの止むなきに至りたるが其の理由は追て委細報道すべし

●鶴原氏等の出發　統監府參與官鶴原定吉氏及び通信管理局長池田十三郎氏は帝國議會に政府委員として列席の爲め昨日午前八時五十分南大門發の列車にて出發歸朝の途に就きたり同時に廣田囑託古谷秘書官夫人も出發されたれば停車場には統監府員及び通信管理局員見送りし者頗る多かりし

●總務長官代理　鶴原總務長官は政府委員として東上したるにつき之が代理として石塚參與官命ぜられたり

●地方部長代理　豫て地方部兼勤中なりし小松書記は今回地方部長代理を命ぜられたり

●熊谷民團長　熊谷民團長は既報の如く今朝南大門發にて公用を以て內地旅行の途に登られたる筈なり旅行日數は約十日なりと云ふ

本邦人の任官(上)
左の人々は何れも今回韓國奏任官に任命せられたり

任內閣書記官奏任三等　國分哲
任學部事務官奏任四等　築山立彥
小杉彥治、柳田節　上郎正巳
任學部技師　石原鋌太郎
任漢城師範學校學監奏任三等　增田戶鶴吉
齋藤欽二
白井重任
任官立漢城師範學校敎諭　高橋亨、宗像鴨四郎、小田愛助、巖崎
原太郎、田中玄黃、宜藤義雄
任立道學校敎官奏任一等　松井竹雄
任法部書記官奏任四等　安住時太郎
任同飜譯官　中村秀夫
任法官養成所長奏任一等　村上唯吉
任同所幹事　野澤武之助
任農商工部技監勅任二等　巖間亮
任度支部司稅局長勅任三等　巨智部忠承
任關稅總長勅任三等　鈴木穆
任釜山稅關長勅任三等　永濱盛三
任鐙臺局技師勅任三等　山岡義五郎
任度支部書記官奏任二等　竹田關太郎
同久芳直介、同三等河內山樂三、同吉　藤川利三郎
梅憲郎、同櫻井小一
任臨時財源調査局書記官奏任二等　赤倉吉三郎
任度支部事務官奏任三等　吉田政治
不破重兼、梶島榮孝、野阪直次、　奏任
四等阿部秀太郎、佐久間省三
任臨時財源調査局事務官
奏三等平野與次、奏四等橋本金太郎
同吉田格之進
任臨時財源調査局技師
奏任一等岡田直一郎、三等中田三郎、
同豐田四郎、四等渡邊爲吉、同池田錢之助
任建築所事務官奏三等　八木親豐
四等太田德太郎、任建築所技師奏任
三等國枝博、四等馬淵豐
任印刷局事務官奏三等　鹽屋智隆
四等高木正雄
任漢城財務監督局長奏任一等　小村重
任大邱財務監督局長奏一等　川上常郎
任平壤財務監督局長奏任一等　矢野久三郎
任全州財務監督局長奏三等　佐々木正太

●農商工部高等官の任命　新官制の實施に伴ふ同部の高等官任命は既に統監府の承認を經たれば近日の官報を以て發表せらるべく其の氏名官位は左の如し

任農商工部技師叙奏任一等　道家充之
同技師叙奏任二等　庵原文一
同　同　塚本道遵
同　同　村田素一郎
同　同　原島善之助
同　同　向順
同秘書官叙奏任三等　李範益
同技師叙奏任三等　山內精
同事務官叙奏任三等　深田千太郎
同　同　小川鶴二
同　同　武石鼎雄
同　同　川鍋鐵馬
任平壤鑛業所長叙奏任三等　林文太郎
同技師叙奏任三等　牧田友五郎
同理事叙奏任三等　佐瀨雄鐵
任農商工部技師叙奏任四等　宮本政藏
同　同　多賀谷小次郎

●愛國婦人會龍山役員囑託　愛國婦人會龍山委員部の事務進行上便宜の爲め委員長及副委員長を置くことゝなり鶴原本部長より此程石川榛子氏に委員長を兼古ッチ子氏に副委員長を囑託したり

●宣諭委員出發延期　今回暴徒蜂起地方へ韓廷より宣諭委員なる者を任命し宣諭のため派遣することとなり昨日を以て何れも目的地へ出發する筈なりしも委員等が携行すべき宣諭詔勅文の印刷出來せざるを以て今暫く出發を延期したりと云ふ

咸平方面の暴徒
去る七日羅州憲兵分遣所よりの報告に依れば三日約百五十名の暴徒咸平に來襲せしとの報に接せしかば一應同地警務分派所に就き狀況を尋ねしに同分派所の陳述に依れば同日午前五時頃同地の山上より暴徒の一群突然同地の郵便取扱所に向つて發砲せしにより直ちに分派所員郵便取扱所長及商人等協力之に應戰せしに衆寡敵せず終に一同鶴橋(咸平を距る西方一里)に避難せしが暴徒等は勢に乘じ郵便取扱所警務分派所及商人山岡猶の住宅に闖入して掠奪を擅にし果ては器具及び障子敷物等に至る迄悉く之を破壞し午前七時三十分頃長城方面に引揚げたるが其の損害は約千圓許りなり又四日午前六時頃羅州警務分署巡査及巡檢各一名咸平を出發し該暴徒の蹤跡を偵察せしに同地を引揚げたる暴徒は同日午前八時頃同地を距る西方半里なる鄕校の豪家李光風の宅に至り同人を脅嚇して同村にある銃器を悉く差し出すべしと迫りしが光風は銃器の如きは一も所藏せずと答へしに然らば金五萬兩を提供すべしと强談せしに同人は大に畏縮し隙を見て逃走せしが暴徒等は悠々同家に於て朝飯を濟まし立ち去りたり而して暴徒の數は約七十名にして火繩銃四十二、洋銃二、短銃二を所持し首魁は年齡三十五六歲なる金律と稱するものなり更に又務安郡金面沙洞に至りたるに該暴徒等は同村の鑄物所に於て若干の彈丸を製造し四日正午同村を去り玉洞(咸平を距る東南約一里半)に向ひたる事を聞知せしにより直ちに同所に至り搜査せしに曩きに咸平を襲ひし賊は去る一日朝同村の豪家尹水兼の住宅に宿泊し韓錢百五十兩を强奪し羅州方面に去りたり

●北韓の賊　咸鏡北道甲山守備隊は十日午前六時來襲せる匪徒約百と九時間交戰の後秋保里方面に潰走せしめ賊の死傷副將高なる者以下十三名鹵獲品銃一我に戰死卒一郵便局員二負傷卒及郵便局員各二名なり

●暴徒農場を襲ふ　昨夜午後九時暴徒約五十光州馬池部佐久間農場を襲ひ日人二名殺され一名負傷二名行衛不明にして今追跡中なり

●新龍岩の暴徒　一月二日新龍岩に派遣されたる大塚偵察隊は四日夜十二時連川を發し五日午前五時西在谷北方の高地に達し賊の宿泊せる家屋を包圍し其の二名を殪し軍刀二富豪名簿一冊を鹵獲す

●廣州の賊　京畿道廣州郡慶安面酉洞に一月六日夜暴徒約廿名襲來せりとの急報ありしか討伐として守備隊長以下八名巡査一名を附隨せしめ該地に向け出發せり

●賊の首魁生擒　忠淸北道忠州權警視の率ゆる巡檢隊は匪徒首魁曹秉餘を追跡し聞慶郡明田、龍河所及鳥嶺を經て延豐郡縣南面に在り偵察の結果立石谷に潛伏せるを確知し一月四日午前六時之を包圍生擒せり

●暴徒を捕縛す　變裝せる牧曾長の率ふる火賊討伐隊は五日偵察の結果火賊三名玉山東方約一里なる安谷の一軒家に侵入し家人を脅迫しつゝあるを發見し該家を包圍して其の三名を盡く捕縛せり

●邦人の賊難　全羅南道光州在留民大川粂太郎は狩獵の歸途一月十二日午後四時「トウフ」面附近に於て賊に出會し重傷を受けたり

●ロンドンタイムス　此程ロンドンタイムスの持主代りたることは既報の如くなるが今回ロスチャイルド氏其他が同社の爲に新たに出資したる金額は二百萬圓なりと云ふ僅か一萬圓ソコソコにて出來る新聞さへ京城にては問題になるなり、以て彼我の相違の程度を知るを得べし

●大朝の世界一週會　大阪朝日新聞が破天荒の企を爲すは今に始めぬことなるが今回同社が主催せる世界一週會は發表後日尙淺きに拘はらず申込人中々に多しと云ふ余輩は同社の企を贊すると同時にソンジョソコラの世界見ずが此機會を利用せんことを勸むるものなり

●國債報償金　大韓每日申報社は第一百七回及八回の國債報償寄附書を此程漢湖農工銀行へ預入れたりと云ふ

●愛國婦人會新年名刺交換會　龍山役員及會員の名刺交換會は一昨十二日龍山小學校に於て開催せられたるが出席者五十餘名本部よりは國分、道家、黑田、佐々木、李銈卿の各夫人出席し君ケ代を唱へたる後淵上民長大橋主事の挨拶等ありたり

電車賃値上反對演說會
先きには朝鮮日々新聞社が主催にて米韓電氣會社が電車賃の値上げを爲したるを攻擊する爲め演說會を開催し中止解散を命ぜられしが今また大韓日報社が主催にて一昨夜本町座に於て同樣なる演說會を開催せり開會は午後七時にして玉生嘉壽平氏開會の辭を述べ次に

此の時に在り　西山花葉
輿論の反響　岡島晴嵐
電氣會社に悔ゆ　淸水秀堂
電氣會社の辨解を駁す　山道亞川
電車問題と吾徒の本領　戶叶薰雄

の各題にて何れも熱心に雄辯を弄し會社が電車賃の値上げを爲したるの不當を鳴らし午後九時半無事散會し

●仁川稅關廳舍の移轉　仁川稅關は本日より新築廳舍に移轉することゝなりたり

●仁川刑事賞與　仁川警察署詰刑事寺田阪下、寺本の三氏は皇太子殿下御來韓紀念スタンプ僞造犯人を逮捕せし功により各三圓宛賞與されたり

●商業界新年號　東京同文館發行の商業界新年號は本月一日發行されたり內容は商業上最も必要なる論說記事等頗る多く卷頭には歐米諸伯の書及び歐米新聞に現はれたるポンチ等ありて最も趣味と實益ある好雜誌なり定價十五錢にして本町二丁目日韓書房にて取次販賣せり

釜山近海の主要漁況
此冬期間に於ける釜山近海の主要と稱すべき漁業は、鯛、鰊、鰆等なるが今其の狀況を聞くに左の如し

▲漁業　漁場は迎日灣より釜山近海[illegible]の間にして通漁者は香川縣を中心とし[illegible]の流網漁業に從事するもの約百隻[illegible]せるが初期に於ては多く迎日灣方面に[illegible]し寒氣の度の增すに從ひ漸次南下し[illegible]釜山近海に集中せり

▲本年に於ける本漁況は平年に比し[illegible]て一隻に付今日までに五六百圓乃至千[illegible]の水揚を爲したるが尙は終漁期には[illegible]ることとなれば平均千圓位には達する[illegible]

▲價格は目下沖合にて母船の買收する[illegible]は一尾に付四十五錢位なるべく釜山[illegible]相場は一圓十錢より一圓三十錢までの[illegible]上下せり一隻に付僅かに三四人乘組の[illegible]船としては比較的利益多き漁業と云は[illegible]べからず是等の漁業者は本月下旬より[illegible]上旬にかけ一應鄕里に歸り來る四月[illegible]は再び渡韓し全羅道沿海に於ける[illegible]を漁獲するの順序なり

▲鯛業　本漁業は釜山近海に於て[illegible]なる位置を占むるものにして當期に[illegible]漁況は漁獲の數量より見れば盛期な[illegible]も價格の騰貴により第一位を占め居[illegible]

▲漁場は蔚山より巨濟島に至る線內[illegible]絕影島洲岬及び山口縣廣島縣愛媛縣[illegible]業者は目下約六十隻位從業しつゝあ[illegible]

▲價格は市場に於ては十六圓內外に[illegible]に二十圓以上の好況を呈することあ[illegible]ず漁獲の上よりは平年漁況ならんも[illegible]上騰の爲め漁業者は充分なる利益を[illegible]たるが如し

▲鰊漁業　本漁業の本年の走物を見[illegible]十一月十一日にして十二月廿五日頃[illegible]魚期に入れり普通一隻一日に五百乃[illegible]尾の漁獲にて最好の日には千尾に達[illegible]ことあり卽ち福岡縣木村某の如きは[illegible]內に於て去月廿五六日には四百五十[illegible]獲を爲せり之に使用する漁具は流網[illegible]

▲期日は前途猶永く水揚は今日より[illegible]難きも今日までに於ける一隻の收得[illegible]五十圓乃至六百圓の間なり

▲元來鰊は多く小汐時に於て沿岸に[illegible]るものなるを以て陰曆の七、八、九日[illegible]九、廿、廿一日の潮加減を最も妙な[illegible]

▲豐漁とは謂ひ難きも價格が相當の[illegible]る爲め有望漁業となり居れり價格は[illegible]山市場にて一尾三錢八厘目下二錢八[illegible]三錢一厘の間にして漁場に於て韓人[illegible]するは二錢五厘位なり

▲鰆業　本漁業は本邦人の從業せる[illegible]は僅かに香椎源太郎氏ある位にて多[illegible]人の經營せるものなり目下最早終期[illegible]前年に比し不漁なりしが其狀況は加[illegible]面に少なく巨濟島東岸に多かりしが[illegible]は偶然にも昨年は加德方面のみなり[illegible]年は更に擴張して巨濟島方面に手を[illegible]りしを以て幸に損失を免がるゝを得[illegible]

足立瀧次郎君

月旦三十行　予の見たる仁川紳士　隱法士

品格と容貌とを兼ね備へた立派な紳士といへば予は先づ君を推すものである、君は齡正に四十を越ゑ仁川五八支店長として來任以來既に數年、共間君は行務の爲めに盡した事は並大抵ではない、而して君は自己の地位が自家を肥すに最も便利な地位にあるにも不拘決して頓著せぬ、故に君は決して金持ちではない、此點に於て板倉十八君とは等しく支店長でありながら全く別である、斯の如く君は清廉實直な人であるから社會の信用は實に厚い、現に民會議長として、商業會議所議員として名聲赫々たるものである、次に君は度量の大きい人である、といふて盃爺ではない、君が店の眞中に椅子を据へて事務を監督して居るが、行員の動靜はアノ大きい目玉の中にチャンと收めて居る、又君は決して威張りたがらぬ、といつて又諛ひもせぬ、態度廣大にして事に當るに正々堂々たるものだ、然し銀行家丈けに仲々如才のない所がある、民會議場の操縱、掛引などの巧みなのを見ても判るだらう、或人が君を稱して今少し大なる銀行にあらしめたならば必ずや大成功をするであらうと評した、予は此評の當れりや否やは判らぬが兎に角君は銀行家として成功する人である事を疑はぬ、君の道樂は芝居好きで强いて欠點を言つたら交際下手とでも言はふか。

仁川 敷島裏の人殺し

ピストルの連發◎出刃包丁にて止めを刺す

正月早々血腥き沙汰の出來したるこそ苦々しけれ去十一日の午後六時頃仁川敷島遊廓裏の道路にて博徒同志の人殺しありたるが其次第を記すれば

▲加害者　は福岡縣三潴郡鳥飼村字津島今瀬三十六番當時仁川住博徒平民辻井惣太郎方居住古賀新太郎(三十)と云ふ常に一定の職業なく賭博を渡世とするものあるが前科六犯(賭博及毆打)にて去る五日出獄したるものなり

▲被害者　は大阪南區難波新地六番地當時仁川花町三丁目居住吉田虎吉(三十)といふ之れも博徒なるが仁川の博徒社會では多少顔のよき方なるが矢張前科の曲者なり

▲加害の原因　右兩名は常に博徒にて知合の間柄なるが嘗つて何かの爭より被害者虎吉は加害者新太郎をナイフにて斬り付けたる事あり夫より兩名は犬猿もたゞならぬ仲惡となり寄るとさはると斷るのはつるのと言爭ふ事となりし加害當日も前記惣太郎方にて出會ひたる折被害者がいたく加害者を罵き貴樣の樣な意氣地なき者に斬らるゝ樣なら阪に歸つて八百屋でもするわいとか罵口を加へたれば新太郎は貴樣が大阪者ならたれも九州男だやるならやつて見ろと立廻りとならんとせしを折柄居合はせたる入江某が仲裁して無事に治まりたるが此折仲裁人はお互に喧嘩をしたとて何の利益もなければ温泉にでも行かんとて兩名を誘ひたるが新太郎は少し考へがあるからとて斷り被害者虎吉丈同道して惣太郎方を出で敷島温泉に出掛けたり

話變つて新太郎は後に殘りて虎吉の言分を思ひ出しては無念の齒がみをなし居りしが此時始めて殺意を生じたるものと見ゆ惣太郎方の押入れよりピストル(丸込五連發)を持出し同人の女房より一圓を借受けて家出し近所にてうどんを食し散髪をなして入湯を濟まし午後六時頃又惣太郎方に歸り同人の女房に向ひわれは此れから他へ旅行するから後の事は宜しく頼むと何やら遺言樣の文句を述べて又もフイと同家を出で敷島街道指して飛んで行きしにぞ女房は不審を起し若しやと思つて押入れを開けて見るとピストルが紛失し居るにぞこは必定虎吉をバラシに出たのだと思ひ新太郎の後を追ひ行きたり

▲加害の模樣　一方新太郎は惣太郎方を飛出して敷島街道に出でたるに丁度綺陽樓裏にて虎吉に出會したればオイ虎さんこれの丸が通るか通らぬか受けて見ろと言へ儘ピストルにて同人を狙撃したれば何かは以て堪るべき虎吉は左後部に二個所の銃創を負ふて其場に打倒れたり此れを見濟ましたる新太郎は隱し持つたる出刃包丁を取出し倘ほも五六ヶ所の重輕傷を負はし遂に絶息せしめたり

▲加害者の自首　かくて加害者が直ちに花町交番に自首したるを以て仁川署よりは鎌田警部、永井部長及三刑事は現場に駈付け死体檢視をなし一方加害者を本署に引致したり

因に被害者の死体は同人の乾分京城の築公といふが引取りたりと

韓人賊捕縛せらる

全羅道長城郡居住の金德煥(五十)及び釜山居住の李春化(三十)の兩名は共謀して仁川附近の民家を荒したる大賊なるが一昨日遂に阪下、寺田、今井の三刑事に捕縛されたり

●高知縣人會　在京の高知縣人は來十七日花月樓に於て新年宴會に兼ねて懇親會を開催すと

●京城旅館組合の總會　去九日午後三時壽町井門樓に於て京城旅人宿營業組合の定式總會を開催し役員の改撰を行ひしに正取締藤秀丸氏副取締山本正三氏再撰就任し評議員には牧野萬吉、田端俊純、佐藤庄九郎、新田満吉、松本卯一、本田千代松、原リツの七氏當撰したり因に近頃投宿客にして往々宿料を踏み倒して逃走する者多き趣きにて之れが取締を勵行せん爲め不拂者は何れも其原籍氏名を明記し同業者間の店頭に掲示し一般の注意を促がす事にせる由

●本願寺の報恩講　長谷川町西本願寺出張所にては昨日より見眞大師報恩講に相當するを以て十三日逮夜例時法、十四日晝禮讃、同日逮夜歎佛正信偈、十五日晝禮讃同逮夜大師影供作法、十六日晝禮經作法、十五日逮夜引総御傳抄十五日午前十一時齋倘朝審夜の三度に說教ありと

●小料理店の組合設立計畫　當地石井洞附近の各小料理店は近來感ずる所あるとかにて組合設立の必要を認めより〳〵協議中なりしが一昨十一日夜店主總會議の結果愈々之れを設くることに決定したる由なるが茲に面白きは同組合長は同業者中のものを以てせず少しも關係なき山口とやら松田とやらいふ遊び人所謂博徒に囑托したることにして其理由としては無錢酒食者流を防止するに力あるべしと云ふにあり而してかくても同樣無法者の出で來らざる限りにもあらず然る際には之れを憲兵隊、警察署に引き渡す手數をかけず組合長たる彼等の手に於て着物を引剝がすか引剝がすべきものなきときは其代り程引ッ叩いてたッ放す都合なりと云へば此れより後同地に遊興せんと欲する美男子は豫め夫れ等の覺悟あるべしと或る消息通の咄なり

●妓生のモルヒネ　仁川港花開洞の韓人妓樓の抱へ妓生李昌圭(二十)といふは一昨十二日モルヒネを服し自殺を遂げたりと

●盜難の數々　北部警察署の巡査中村某は去る十日の午後二時頃壽町一丁目の壽湯に入浴中シャツ一枚(代三圓)を剝盜にかゝり△南山町一丁目の森勝次は南山町二丁目の新築家屋に敷き置きたる疊十五枚(代三十一圓)を何時の間にか盜み取られ△壽町二丁目の白木爲次郎は京城博覽會場內にありし舞台の解除を民團役所より依賴せられ其の材料を倭城臺の大神宮前に運び積み置きたる其の內亞鉛板七十五枚(代七十五圓)に足がついて遁電し△山口縣下關市伊崎の末永茂一郎は去る十二日殊勝にも當地の本願寺に參詣し一心不亂に念佛を唱へて居る間に脫ぎ捨て置きたるインバチスが紛失し其のポケットには金縁眼鏡が入つて居つたとのこと

●ぶら〳〵者　廣島縣芦品郡網曳村小林撒七(二十)と自稱する者過日來當地に來り一定の職業もなくぶらつき居れるが去る十一日明治町に於て巡査に捉へられ浮浪罪に處分せられたるが其の擧動についいては怪しむべき廉ありといふ

●僞名の仲居　當地旭町一丁目の飲食店宮坂タマ方にミツと呼べる仲居あり年は三十路に近き姥櫻なれども花の色香はまだ褪せやらず車夫や土方に持て離されて淫賣婦の全盛を極め居れるが爰に愛媛縣伊和島の高川勘三郎といへるが其の妻ヤク(三十)が客年九月の末つかた無斷家出を爲したるが此の頃聞く所によれば京城に居るとのことにつき歸宅すべきやう說諭下されたしとの願書を送り來りたるより當地南部警察署に於て取調の結果右のシツが即ちヤクなることを發覺したるがヤクは十月二十二日付を以て長崎縣佐世保市役三郎三女廣川シヅと詐稱し仲居の許可を受け居れりと

●藝妓と病氣　藝妓なればとて人間じやもの病氣に罹らぬと極まつたものでなく病氣だとて梅毒に極まつた譯でもなければ休業せうと入院せうと餘計な世話それ叱りを頂戴するかは知らぬが第二種藝妓の客月中の消息を聞くと皆春樓には三十人の內で此糸と福助と千鳥が休業通院し京城樓では十六人の內輝子が休業通院し濱子が就業のまゝ通院し第一樓の支店は十四人の內薫が入院し東路と魁とが就業のまゝ通院し第一樓にては十三人の內羽衣が就業のまゝ通院し清月樓にては十三人の內菖蒲が休業通院し大桝樓にては十七人の內巴と富治とが就業のまゝ通院し月下樓にては十一人の內松子と初枝とが就業のまゝ通院し高島屋にては十二人の內小鶴が入院し惣か就業のまゝ通院し井門支店にては十四人の內百合子が一人南山樓にては十三人の內齋盤、喜蝶、若葉の三人何れも就業のまゝ通院し松葉樓は十一人悉く無事息才なりしとのことなり因に第一樓本店の都踏こと竹中やゑは去る十二日より二十一日間の豫定を以て漢城病院に入院したりと

●歌舞伎座替狂言　同座本日の藝題は墨繪の辨天『壽歸れ定』劇中の劇として傾城阿波鳴門どんどろ大師手別の場を出す由、役割は署長大山(岩尾)客丹次郎(池田)鹿野瀧三郎尼妙珍(千島)子分長吉坊主珍念(大町)藝妓小花(若宮)辨天れ定女房お弓(橘)妹たしん女中なべ(高木)部長森山(上野)紳士鈴川(宇野)鹿野松次郎尼妙林(小喜多村)淫賣れ杉(淺井)女中お竹(平井)

●塵芥容器　豫後役の點呼は韓國にてあるや否若しなくば韓國居留者は免除を願ひ出ること出來るや本欄にて御教示を乞ふ(龍山居留兵士)▲僕は渡韓以來日まだ淺いが驚いたのは各貸家主の不都合である如何に物價が高いからつてまた外國だからつて寮なからに月星の拜める樣な雨の漏る樣な家を借りると云つたら前家賃は取られ剩さへ其の月の分と都合二ヶ月の分を納めねばならんと云ふ始末其道德もヘチマも知らぬのには驚かないのを得ないのであつた(酷いぢやないか生)▲僕は二三日前入京したものだが泥濘の道路の險惡なのには驚いた聞けばアノ道路が近頃改修したのだそうたが民團當局者は如何なる點を改修したのだろう眼が開てるなら車上で歩るかず徒歩で行つて見るが宜い(新來者)▲昨夜十二時頃僕は蕭々たる雨を冒して南山和城臺に上つたところが紀念碑の横に此の雨の降るのにも拘らず怪しき二人の男女が何かヒソ〳〵囁語て居つた男は二十三四女は二十一二位であつた何者だろう(實見生)▲當地米倉町の喝甫屋前○福亭のお錦は他人の娘を誘拐して膏血を啜つて布袋腹を太くしつゝあるのみならず酒肴料の如きも不法の代金を貪りつゝありと扨て〳〵憎むべき奴ではないか(憤慨生)